

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

【本則関係】

- 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号） 1

【附則関係】

- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号） 4

改正案	現行
<p>（災害援護資金の限度額及び償還方法）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。</p> <p>4 前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>（削る）</p> <p>第八条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠ったときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受</p> <p>（一時償還）</p>	<p>（災害援護資金の限度額及び償還方法）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還の方法によるものとする。</p> <p>4 前項の規定による災害援護資金の年賦償還又は半年賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。</p> <p>（保証人）</p> <p>第八条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならぬ。</p> <p>2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第十条の規定による違約金を包含するものとする。</p> <p>第九条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠ったときは、第七条第二項の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受</p> <p>（一時償還）</p>

けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第九条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年五パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

第十条 (略)

(法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合)

第十一条 法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められる場合とする。

第十二条～第十四条 (略)

附則

1 (略)

2 阪神・淡路大震災に係る法第十一条第一項の規定による府県の貸付金(次項第一号において「府県の貸付金」という。)に係る地方自治

を受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第十条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年十・七五パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

第十一条 (略)

(法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合)

第十二条 法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められる場合とする。

第十三条～第十五条 (略)

附則

1 (略)

2 阪神・淡路大震災に係る法第十一条第一項の規定による府県の貸付金(次項第一号において「府県の貸付金」という。)に係る地方自治

法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十一条の六第一項の規定の適用については、市町（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）を除く。）が第十条第一項の規定により償還金の支払を猶予したときは、同令第七十一条の六第一項第五号に該当するものとみなす。

3 (略)

- 一 (略)
- 二 指定都市が第十条第一項の規定により償還金の支払を猶予したとき。

法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十一条の六第一項の規定の適用については、市町（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）を除く。）が第十一条第一項の規定により償還金の支払を猶予したときは、同令第七十一条の六第一項第五号に該当するものとみなす。

3

阪神・淡路大震災に係る法第十二条第一項の規定による国の貸付金に係る国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第十四号）第二十四条第一項の規定の適用については、次に掲げる場合においては、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。

- 一 (略)
- 二 指定都市が第十一条第一項の規定により償還金の支払を猶予したとき。

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例） 第十四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金法第十条第一項の災害援護資金の貸付けについて保証人を立てる場合にあつては、当該保証人は、当該災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、災害弔慰金令第九条の規定による違約金を包含するものとする。</p> <p>5 法第百三条第一項の規定により読み替えて適用する災害弔慰金法第十三条第一項の政令で定める事由は、無資力又はこれに近い状態にあるため災害弔慰金令第十条第一項の規定により償還金の支払の猶予を受けた者が、最終支払期日（同項の支払期日のうち最終の支払期日をいう。）から十年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合とする。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 法第百三条第二項の規定により災害弔慰金法第十一条第二項及び第十二条第二項の規定を読み替えて適用する場合における災害弔慰金令第十二条及び第十三条の規定の適用については、災害弔慰金令第十二</p>	<p>（災害弔慰金の支給等に関する法律の特例） 第十四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 法第百三条第一項に規定する災害弔慰金法第十条第一項の災害援護資金の貸付けについて保証人を立てる場合にあつては、当該保証人は、当該災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、災害弔慰金令第十条の規定による違約金を包含するものとする。</p> <p>5 法第百三条第一項の規定により読み替えて適用する災害弔慰金法第十三条第一項の政令で定める事由は、無資力又はこれに近い状態にあるため災害弔慰金令第十一条第一項の規定により償還金の支払の猶予を受けた者が、最終支払期日（同項の支払期日のうち最終の支払期日をいう。）から十年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合とする。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 法第百三条第二項の規定により災害弔慰金法第十一条第二項及び第十二条第二項の規定を読み替えて適用する場合における災害弔慰金令第十三条及び第十四条の規定の適用については、災害弔慰金令第十三</p>

条中「十一年」とあるのは「十四年」と、災害弔慰金令第十三条中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

(削る)

条中「十一年」とあるのは「十四年」と、災害弔慰金令第十四条中「十二年」とあるのは「十五年」と、「十一年」とあるのは「十四年」とする。

8 災害弔慰金令第八条の規定は、法第百三条第一項に規定する者について、適用しない。